

別記第 1 号様式 (第 7 関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第 10 回豊島区リサイクル・清掃審議会
事務局 (担当課)		清掃環境部資源循環課
開 催 日 時		平成 25 年 6 月 5 日 (水) 15 時 00 分 ~16 時 49 分
開 催 場 所		豊島区役所本庁舎 4 階 第一委員会室
議 題		1. 議事 (1) 今後の審議の流れについて (2) 答申に向けた審議内容の整理について
公開の 可 否	会 議	公開 傍聴人数 2 人
	会 議 録	公開
出席者	委 員	松波淳也、山田正人、藪田雅弘、新保邦彦、青柳文夫、坂本晃治、磯一昭、西山陽介、儀武さとる、永野裕子、高埜秀典、鷺崎智恵子、亀井一司、柳田好史、吉倉英子、三原真理子、関口教和、勝呂洋次、鈴木公一、浅川勝男 (敬称略)
	幹 事	資源循環課長 (環境課長兼務)、環境政策課長、豊島清掃事務所長
	事 務 局	資源循環課清掃計画係長、リサイクル推進係長、環境政策課環境政策担当係長、環境課環境保全係長

(15時00分開会)

1. 議事

○資源循環課長 皆様、こんにちは。資源循環課長でございます。

本日は大変お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。定刻でございますので、これより第10回豊島区リサイクル・清掃審議会を開催させていただきます。

初めに、いつものとおり、前もって、マイクの取り扱いについて申し上げます。お手元にマイクがございます。発言をなさる場合には、お手元のマイクの前のボタンを押していただきます。そうしますと、赤いランプがつきます。発言が終わりになった段階で、また再度、押していただきますと、今度はこれが消えます。録音の関係で、ぜひご協力のほど、よろしく願い申し上げます。

では、会長、お願いいたします。

○会長 皆様、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、第10回豊島区リサイクル・清掃審議会を開会させていただきます。

事務局より、本日の出欠について、報告をお願いいたします。

○資源循環課長 現在、2名の委員の方から、所用によりご欠席とのご連絡をいただいております。瀬戸委員、片岡委員のお二方でございます。また、山田委員と中村委員につきましては、現在、こちらのほうに向かっていらっしゃるというご連絡が入っております。

現在、ご出席の委員の皆様は19名でございます。定足数を満たしております。

○松波会長 続きまして、本日、傍聴を希望される方はいらっしゃるでしょうか。

○資源循環課長 2名いらっしゃいます。

○松波会長 それでは、傍聴希望者の入室をお願いいたします。

では、次に、委員の交代について、事務局からご案内がございます。お願いいたします。

○資源循環課長 平成25年度第1回目の審議会でございますまして、新たに2名の委員の方の交代がございました。ご紹介させていただきます。

大変恐縮でございますが、これからお名前を申し上げますので、その場でお立ちいただき、一言ご挨拶をいただければと考えております。なお、本来であれば、区長よりお一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところでございますが、進行の都合上、皆様の席上に委嘱状を置かせていただいております。これをもって、委嘱とかえさせていただきたいと存じます。

それでは、まずお一方でございますが、東京商工会議所豊島支部事務局長の新保邦彦

様でございます。

前任でいらっしゃいました長澤広幸様の後任として、新たに今回からご就任ということでございます。ご挨拶をお願い申し上げます。

○委員 東京商工会議所の新保でございます。よろしくお願ひいたします。

中小企業の視点で、こちらでも発言をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○資源循環課長 ありがとうございます。

それから、もうお一方でございます。東京二十三区清掃一部事務組合豊島清掃工場長の浅川勝男様でございます。

浅川様は、豊島区の清掃環境部副参事（連絡調整担当）も担任しておられます。前任でありました木下政孝工場長さんの後任として、新たに今回からご就任ということでございます。恐れ入りますが、ご挨拶をお願いいたします。

○委員 4月1日付で豊島清掃工場長になりました浅川でございます。よろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、会議次第に沿いまして、本日の議事を進行してまいりたいと思います。

議事の一点目です。今後の審議の流れについて、私から簡単にお話しいたします。

まず、前回、第9回審議会まで、個別のテーマについてご審議いただいていたところですが、これまで皆様からいただいたご意見をもとにいたしまして、まとめという形で、本日、資料として事務局のほうでまとめたものを提示しております。審議会の任期も、この9月11日までということになっておりまして、これをたたき台といたしまして、本日、皆様から頂戴したご意見をもとに、答申案を作成する時期に来ていると考えております。

それで、議事の二点目に入る前に、そのまとめとしまして、きょうは資料を用意しているのですけれども、事実上、この答申案が最初のたたき台ということでお考えいただきまして、これでよろしいのかと、そういう視点でご審議いただきたいと、そういうふうに考えております。

これにつきまして、議事の二点目、答申に向けた審議内容の整理についてという議事ですけれども、事務局からご説明をお願いいたします。

○資源循環課長 それでは、私のほうから資料の説明をさせていただきます。

まず、今回の資料につきましては、事前にお配りしたものを郵送等でお届けしておりますが、お手元に新たに文言の修正を加えたものをご用意しております。

資料第10-1号、区の現状について（まとめ）が第一でございます。次に、資料第10-2号、具体的施策の方向性（まとめ）でございます。また、三つ目といたしまして、左上に（参考）とございます第10回審議会資料概略という、A3判のものもございます。こちらについても、後ほど一緒にご説明をさせていただきます。

今申し上げました三点、お手元にもし不足しておりましたらば、事務局のほうまでご

連絡ください。すぐにお届けいたします。よろしいでしょうか。

それでは、右肩に資料第10-1号とあります、区の現状について（まとめ）をごらんいただきたいと思います。

恐れ入ります、時間の関係もございますので、できるだけ簡単に説明いたしますが、それでも30分ぐらいに全部でなりますので、着席させていただきます。

資料第10-1号、区の現状について（まとめ）でございます。

これについては、1月、3月に開催されました、第8回、第9回を中心に、区の状況、または地域性等について、いろいろと資料をお出しいたしまして、総まとめの形になっております。こちらのほうは前回、前々回と内容が重複しておりますので、簡単に表題だけを追っていきたいと思っております。

まず、1ページ、1. 区をとりまく状況でございます。

この中で、（1）国の方針及び区をとりまく環境の変化ということで、「食品ロスの削減」とか「有害物質の処理」とか、いろいろな課題がある状況について記述しているものでございます。

また、1ページ下のほうの（2）上位計画と区における3Rの目的ということで、平成18年策定の豊島区基本計画、並びに平成15年策定の豊島区基本構想がございまして、こちらが上位計画というものでございます。その下に今回の審議会の主な主題でございます、3Rの目的等が掲げられているものでございます。

恐れ入ります、3ページでございます。2. 区の排出の現状と課題ということで、まず、現状といたしまして、（1）ごみの排出の現状と課題ということで、平成23年度の区が収集したごみ量は、粗大ごみ2,000トンも含めまして、総計6万2,661トンでございます。これにつきましては、平成15年度以降、減少傾向が続いております、これは既に前の資料の中にもございますが、棒グラフを平成12年度から平成23年度までのものを付記させていただいております。

また、3ページの下の方、家庭ごみ排出実態調査の結果ということで、どのような燃やすごみの組成割合になっているかということで、生ごみが36%とか紙が32.8%等、次の4ページ、こちらのほうに円グラフで組成がございまして、このような内容を盛り込んでおります。

また、少しページが飛んで恐縮ですが、5ページ、（2）資源回収の現状と課題ということで、資源回収についてはどうかということになりますと、平成23年度の資源回収につきましては、区が行政で分別回収しているものが1万2,169トン、町会・自治会様等が集団回収、主に紙類でございますが、こちらのほうが4,180トン、その他、乾電池等、拠点回収しているものが162トン等ございます。こちらについても、最近のグラフを、平成14年度から平成23年度、量的にはそれほどふえてはいないのですが、以前にも申し上げていますように、製品の軽量化等がございまして、そう現実には量がトン数でふえていないというのが現状でございます。

その次に、少しページが飛びまして、7ページでございます。3. 区の地域特性というところで、(1) 23区の中での豊島区的位置です。人口、国勢調査での結果、世帯数等がこちらのほうで述べられております。

また、7ページの(2) 地域の多様性ということで、未来戦略推進プランで区分けしております、五つの地域にのっとりまして、いろいろな分析を第8回、第9回等でさせていただいております。この辺の記述が7ページから8ページにかけてございます。

8ページのほうには、豊島区の、中央地域、北部地域、南部地域、東部地域、西部地域と、地域分割の図を入れさせていただいております。

また、8ページの中段でございますが、(3) 地域資源ということで、こちらのほうが一番重要なところでございますが、区には129の町会・自治会があり、地域コミュニティの基盤として、集団回収や美化活動など、自主的な取り組みをしてきている。地域に根差した商店街等の活動もある。また、池袋駅を中心といたしまして、ターミナル駅がある大規模商業地域が集中しているというような内容です。

また、8ページの下のほうでございますが、文化の面では、区には、六大学、いわゆる学習院・女子栄養・大正・帝京平成・東京音楽・立教大学等の個性豊かな大学が立地し、「街全体をキャンパスに！」というコンセプトに基づいて、さまざまな包括協定等が結ばれている。

また、9ページのほうでは、区内にはNPO法人が249ある。それから、また、区民ひろばも平成16年から設置されておまして、さまざまな地域住民活動、地域団体等との連携を行っているというような内容を記してございます。

こちらのほうは多少第8回、第9回と重複する部分でございますが、区の現状について(まとめ)ということで章立ててございます。

次に、資料第10-2号でございます。こちらのほうは、今回、初めての文面とか文章、また、中間のまとめでいろいろな案が出ておりますが、それを盛り込んで、総合的な諮問に対する答申案の骨格となるべきものでございまして、具体的施策の方向性(まとめ)ということで文章化したものでございます。こちらにつきましては、一句ずつ読み上げる形で確認させていただきたいと思っております。

1ページ、1. 目指す循環型社会へ向けた4つの視点。

(1) 社会的な負担の最適なバランス。

日々排出されるごみは、そのままでは衛生的な環境悪化や有害物質による汚染などをもたらすため、社会全体で負担すべきものである。豊島区に合った循環型社会の形成にあたっては、区民や事業者それぞれがごみを排出する主体としての自覚と責任を正しく認識しながら、どのように負担を分かち合い、減少させていくかが重要である。

これまでは、主に区民や事業者が分別排出に協力するとともに、税を通じて間接的に負担してきたが、費用が見えにくいことが課題であった。そのため、より直接的な排出者責任の徹底という形で、ごみ有料化を導入する動きも多く見られる。

一方で、自覚と責任のもとで、区民や事業者一人ひとりがごみ減量に取り組むことも、社会的な負担を減少させる有効な手段である。とりわけ「新しい公共」の役割増大など、自主的な活動を進める環境が整いつつある中で、ごみ減量にメリットを感じることで、生活の豊かさにつなげるような動きが生まれつつある。そのため区は、ごみ処理に掛かる負担とメリットの両面を伝えながら、最適な施策のバランスを図る必要がある。

(2) リデュース・リユースでの民間の取り組みの拡大と推進。

リデュース・リユースにおいては、買い物における容器包装の減量や過剰消費の是正、生ごみの水切り等、まさに一人ひとりの取り組みが直結するところが大きく、このような取り組みを広めるとともに深めるしくみを構築する必要がある。

地域においては、日常生活における不用品の交換や地域通貨の試みなど具体的取り組みが既に進められているところであり、今後は地域それぞれの強みを活かしながらこれらの取り組みを拡大・発展させていく必要がある。そのために区は、「メリット等を効果的に伝え、無理なく楽しく取り組みを進める」「既にある取り組みや拠点を活用するとともに、地域資源を役立てる」「地域のつながりを基にしたネットワークを構築する」の3つを大きな方針の柱としつつ、コーディネーターとしての役割を積極的に担っていくべきである。

(3) 民間市場を中心としたリサイクル。

リサイクルは、びん・かん、古紙といった古くから有価で取引されていた資源を、市場経済の中で循環させることで成り立ってきた。これに対し行政は、市況の暴落やごみ減量推進、資源の有効利用等の理由から、民間によるリサイクルの一部を補う形で資源回収を開始、継続してきた経緯がある。また近年は、プラスチックや廃小型家電等についても、ごみ減量や資源の有効利用などの観点から、行政主体で回収がなされている。

このように、びん・かん、古紙等は、民間市場中心で回収・処理がなされることが望ましいものの、プラスチックや廃小型家電等は現状では有価で取引される段階ではなく、民間市場だけで回収や処理を行っていくことは難しいため、費用対効果を考慮しつつ区でも回収や処理を行っていく必要がある。

一方で、一部スーパーマーケット等では食品トレーを店頭回収するなど自主的な回収や処理の動きが見られることに加え、池袋周辺に多く集積する家電量販店等においても、家電の引き取りなどの取り組みが進められている。民間の活力を区の施策に効果的に取り入れるためにも、このような豊島区ならではの地域特性を積極的に活用しながら、将来的には民間市場での回収や処理がなされるよう、適正な誘導を図る必要がある。

(4) 安心安全を確保した循環型社会の形成。

豊島区に合った循環型社会を形成するためには、区民の健康や環境への影響に十分配慮しなければならない。加えて、東日本大震災を契機として、区民の安心安全に関する意識が、かつてなく高まっていることも踏まえ、安心安全を確保しつつ循環型社会の形成を進めるべきである。

リサイクルを始めとした廃棄物処理においても、衛生的な処理や有害物質等についての適正処理は、区が果たすべき重要な役割の一つであり、衛生処理や適正処理を通じた、清潔で安心安全なまちづくりを、セーフコミュニティの形成につなげていく必要がある。

また、安心安全を徹底するためには、製品の生産段階において有害な物質が含まれないよう環境配慮設計の促進を図る、いわゆる拡大生産者責任の徹底が不可欠であり、区は国を通じて必要な制度設計がなされるよう働きかけを行うことが重要である。

2. 具体的施策の方向性、4ページでございます。

(1) リデュース・リユース施策の方向性。

①新しい情報メディアの活用。

フェイスブックに代表されるソーシャルネットワークサービスやツイッターといった新しい情報メディアは、低予算で不特定多数に情報発信が可能であるため、とりわけ若い世代の利用が多く波及効果も高い。生ごみのリデュースにおいては、水切りやエコクッキング（食べ残しを少なくする調理方法）など減量効果が高い一人ひとりの取り組みを、より多くの区民や事業者に広める必要があることから、このような新しい情報メディアの積極的な活用は、その効果を広範囲に伝える新たな可能性の一つである。

反面、これら新しい情報メディアは、利用者の目に留まるものでなければ閲覧されない傾向にあることから、区は、学生の柔軟な発想やNPOのノウハウ等を積極的に取り入れた周知の方法を検討することが必要である。

②地域拠点の活用。

区では、年齢や使用目的によって利用に制限のあった既存施設を、小学校区を基礎的単位とした区民ひろばとして、地域コミュニティの視点から再編し、地域の多様な活動の拠点として活用している。

区民ひろばでは、乳幼児から高齢者まで世代を越えた交流がなされており、ごみ減量に向けても、エコクッキング等の自主的な取り組みや、乳幼児を育児中の母親同士によるベビー用品の交換といったリユースの取り組みなどが既に行われている。

区としては、区民ひろばをリデュース・リユース推進の拠点として位置づけたうえで、これらの自主的な取り組みが、地域と連携したごみ減量の講座やエコクッキング等の体系的な開催につながるよう、情報を効果的に周知するなどのしくみを構築すべきである。

また、区民ひろばにとどまらず、調理設備の無い施設を補完する形での小中学校等の活用や、乳幼児を育児中の母親支援施設である東部・西部子ども家庭支援センターの情報拠点としての活用など検討が必要である。地域では、近隣大学と小学校が連携した食育教育など、地域と教育機関が自主的に連携を図る取り組みがなされており、リデュース施策の推進にあたっては、このような取り組み事例を参考にすることが望ましい。

こちらの写真は、区民ひろば清和の活動風景でございます。

③事業者との連携。

リデュース・リユースの推進にあたっては、家庭の中でのごみ減量のみならず、事業

者の果たすべき役割が大きい。事業者は排出ごみ量の減量という責務を果たすだけでなく、買い物を接点として消費者へごみ減量を働きかけることも重要である。

生ごみの減量にあたっては、水切りの方法やエコクッキングレシピ等の情報を、効果的に伝えることが必要であり、商店街での買い物客とのやりとりの中や、スーパーマーケットの食料品売り場などで、冊子等を配布するなど、積極的な取り組みが期待できる。

また、紙やプラスチック製品のうち、日々の生活の中で減量しやすいものは主に容器包装であるため、流通・販売事業者の取り組みが不可欠である。京都市や横浜市等多くの自治体では、地域の企業と協定を締結し、取り組みに対しての顕彰を行うことで、各企業が減量項目や減量目標を共有し、レジ袋削減等につなげている。

区においても、スーパーマーケットや商店街を始めとした多くの店舗でエコポイント付与の動きが見られることから、区に合った形での協定締結が、レジ袋削減やマイ箸持参運動の促進等の自主的な取り組みにつながるよう、事業者側のメリットも考慮しつつ、あり方を検討する必要がある。

④区の既存施策のさらなる展開の可能性。

リデュースの分野において、区は国の3R推進月間に合わせ、区民から募集したマイバッグを区庁舎1階ロビーで展示し、来場者の投票により優秀者を表彰するコンテストを行っている。現在でも多くの来庁者の目に留まり、アンケート等でも好評が寄せられているが、このような区民の取り組みを一過性で終わらせることなく、コンテスト優秀者による講座等の検討が必要である。

また、使い捨て食器の減量のため、区民ひろばで開かれるイベントやサークル活動に対して、リユース食器の貸し出しを行っている他、地域の大規模なお祭り等に対しても、NPOを通じ、洗浄不要でリユース食器の貸し出しを行っている。区主催のイベント等においてもリユース食器を積極的に活用し、より一層利用が進むよう普及啓発に努めるべきである。

リユースの分野では、広報としまによる周知等、フリーマーケットの実施団体を支援する方策を行っている。地域ではフリーマーケットがリユース活動だけでなく、若年層とシニア層を繋ぐ情報交換の場としても活用されていることから、有数のターミナル駅である池袋駅を抱え、外国人居住者が多い区の現状を考慮した支援のあり方を検討する必要がある。

また、収集した粗大ごみの中から状態の良い家具等を選別・修理し、豊島リサイクルセンターで無償提供しており、より一層利用が進むようリサイクルセンターを、リユースをテーマとした地域の交流拠点と位置づけることが望ましい。

次に、7ページの(2)リサイクル施策の方向性のところで、①から、恐れ入ります、次の②生ごみ、③紙類、④金属、⑤有害物質等については、ほぼ中間のまとめのときにまとめたものでございます。これにつきましては、重要な部分でございますので、多少文言も加えたりしてございますので、中間のまとめと重複する部分もございますが、やはり

確認させて、読ませていただきます。

①プラスチック。

国は第三次循環型社会形成推進基本計画において、リサイクルの「質」を重視し、品質の低下を伴わない水平リサイクルの推進を掲げている。

区は現在、区民に分かりやすく、汚れの少ない回収品目により、質の高いリサイクルを目指すため、ボトルタイプのプラスチック（シャンプー容器等）、食品トレー、ペットボトルを回収している。これは、国の方向性とも合致しているものの、ボトルタイプのプラスチック及び食品トレーは、6割以上がごみとして排出されていることが推測され、これまで以上に広報・周知による分別の徹底を図る必要がある。

また、プラスチック製容器包装の全種類の回収は、CO₂排出等による環境負荷の低減が図られるものの、経費の増大に加え、多種多様な製品が回収されることによる再生品の品質低下をもたらすなど、課題も多いことから、引き続き慎重に検討することが望ましいと言える。

これに加え、スーパーマーケットを始めとした小売店では、自主的に店頭回収の取り組みが進められており、区としてもこのような取り組みを促進すべく、広報・周知の徹底を行うべきである。

②生ごみ。

平成23年家庭ごみ排出実態調査によれば、生ごみはごみ排出量の3割強を占めており、生ごみのリサイクルはごみ減量の効果が非常に高い。一方で、生ごみは腐敗しやすく、悪臭の原因となるほか病原菌の発生源となりやすいことから、リサイクルにあたっては特段の配慮が必要である。

たい肥化は、農地の少ない豊島区では需要が少なく、大規模な事業化は、区の特性からもそぐわないものの、家庭においても取り組みやすく、環境意識の醸成につながるため、意義が大きいと言える。

また、生ごみを大量にリサイクルする手段として、メタン発酵によるバイオガス発電があるが、発酵槽内のガス圧の制御等に係る技術的問題や、区内での建設用地の確保が困難であることなど課題も多く、現状では動向を見守りながら将来的な課題として検討を継続すべきである。

加えて、池袋駅周辺に飲食店が多く集積する区の特性からは、事業者から排出される生ごみの一層の減量が求められる。食品リサイクル法による報告義務のない小規模飲食店等についても、相当量が区の収集へ排出されていることが予想されることから、調査等により排出実態を把握しながら、減量や資源化の方策を検討すべきである。

③紙類。

区では現在、新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、厚紙製の箱、包装紙を資源回収品目として定め、それぞれ紐で十字に縛って出すこととしているが、厚紙製の箱及び包装紙のほとんどが、ごみとして出されている実態がある。この大きな要因としては、十字

に縛る等の排出方法が、区民にとって負担となっていることが考えられることから、これら品目については、不要な紙袋にまとめて出せるといった負担の軽減につながる出し方を検討すべきである。

また、区民による自主的な資源回収運動として歴史のある集団回収は、良質な資源を回収できるだけでなく、ごみ減量意識の醸成や地域コミュニティの活性化にも役立っている。また、紙類資源の回収への寄与度が大きいことから、引き続き集団回収を有用な回収方法と位置付ける方向が望ましい。

一方で、主に町会を基礎単位として発展してきた集団回収にとって、町会加入率の低下や区民の生活様式の多様化は大きな課題である。区は平成20年から一定規模以上のマンションを新たな集団回収の参加主体と位置付けており、今後さらに、隣り合った小世帯での参加を可能にするなど、生活様式に合わせた参加が容易になるよう検討を進めながら、地域の特性や状況に合わせて行政回収との統合や調整を行っていくことが重要である。

加えて、多くの事務所が集まる豊島区では、家庭だけでなく、事業者も積極的に紙類の減量に努めなければならない。オフィスから排出されるシュレッダーや小売店から排出される段ボール等事業所から出される紙ごみは、相当量を占めると予想されることから、民間収集事業者への回収移行を進めながら民間同士での適正なりサイクルの促進を図る必要がある。

④金属。

平成25年4月、使用済小型家電等の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を目的に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行された。市区町村は適正な回収に努めることとされているものの、回収品目や回収方法は任意とされている。区においても本年3月より、粗大ごみ中継所において選別したうえで、資源化事業者へ引き渡す、いわゆるピックアップ方式を試験的に開始している。

また、池袋駅周辺には家電量販店等が多く集積しており、既に一部では自主的な小型家電の店頭回収の取り組みが見られる。区の特性を活かしながら、民間事業者の取り組みをより一層促進するためにも、これらの回収ルートについて活用を進めるべきであり、多方面の動きをにらみつつ、今後の方策を積極的に検討すべきである。

⑤有害物質。

現代の区民生活においては、多種多様な化学物質が便利さをもたらしている一方、人の健康や環境への影響が懸念される有害な物質も少なくない。これらは生産、消費、廃棄といった様々な局面で排出されることから、区の循環型社会の形成のためには、各局面において適正に処理処分されることが求められる。そのために区は、有害物質等を含む製品や適正な分別方法などを正しく周知することで、適正処理の徹底を図ることが重要である。

区においても、水銀含有製品である蛍光灯のボックス回収を開始している。適正処理

が不十分である可能性が認められる製品については、引き続き新たなスキームを含めた検討が必要である。

(3) 一人ひとりの取り組みを進めるしくみづくり。

リデュース・リユースにおいては、日々の生活の中での地道な取り組みが、積み重なって大きな成果となるため、一人ひとりの取り組みを広め、つなげていくような、しくみづくりが必要である。また、区民の分別排出協力が不可欠なリサイクルについても、地域の連携が欠かせない。

そのためには、区民、流通・販売事業者、排出事業者、教育機関、NPO等の多様な主体がそれぞれの立場を理解しながら、継続してお互いの情報を交換することが効果的であり、そのような場の創出が求められる。区民が持つ生活の知恵、教育機関の持つ専門的な知識、企業の持つマーケティング力、NPO等が持つネットワーク等それぞれのノウハウを持ちよることで新たな可能性が生まれるだけでなく、各主体の異なるニーズをマッチングする中で、お互いにメリットを提供できることも期待される。

また、多様な地域性を持つ豊島区では、それぞれに分別排出の課題や、ごみ減量に向けた連携の可能性も異なる。一人ひとりの取り組みを地域の実情に合わせて結びつけていくためにも、取り組み状況や課題を共有し、方向性を話し合えることが重要である。

さらに、連携の場において、取り組みを実践する人材の育成がなされることも必要である。地域のキーパーソンや学生ボランティアといった人材が育成され、町会、商店会、大学、NPO等を結びつける役割を果たすことが望ましい。区は、自発的な取り組みを支援するため、区民ひろば、小中学校、豊島リサイクルセンター、子ども家庭支援センター等の拠点を活用しつつ、情報提供やコーディネーターの役割を担うことが重要である。

最後に、12ページでございます。3. 目標や指標による取り組みの推進。

一般廃棄物処理基本計画に掲げるごみ量や資源化率の目標は、区全体での指標であるため、一人ひとりの地道な取り組みが、ごみ減量にどの程度効果をもたらすのか実感されにくい。例えば、資源化率については、区が集める資源回収量で算出するため、スーパーマーケットでの食品トレイの店頭回収など、事業者の自主的取り組みが反映されないことが課題である。

これまで以上に、区民や事業者の取り組みを通じたごみ減量効果が期待されるなか、目指すべき都市像を達成する全体目標を共有しつつも、区民や事業者一人ひとりがメリットを感じながら、ごみ減量に取り組める目標や指標が求められている。とりわけ「何をすればいいのか」「どの程度やればいいのか」「どのような効果があるのか」という点が明確にされることが望ましい。

そのため区は、費用面を含め、取り組み効果の見える化に努めるとともに、アンケート調査等により取り組み状況を把握しながら、区民や事業者との情報交換のなかで目標や指標を作り上げることが重要である。

以上、少し長くなりましたが、具体的施策の方向性でございます。

最後に、（参考）と書いてございます、第10回審議会資料概略ということで、こちらのA3版の資料でございます。これにつきましては、会長から、このような図示したものがあれば理解が進むのではないかということで、事務局のほうで調整させていただきました。

こちらの左側、資料第10-1号、区の現状についてというものでございますが、そこに表題だけ、1番、2番、3番、状況、現状と課題、区の地域特性等がありまして、それぞれの（1）、（2）など、項目がございますが、それが右側の今読み上げました資料第10-2号、具体的施策の方向性で、それぞれ、目指す循環型社会像へ向けた4つの視点、それから、2番の具体的施策の方向性、3番の、この部分は中間のまとめでまとめた部分と重なっておりますが、リサイクル施策の方向性、あと、下のほうの一人ひとりの取り組みを進めるしくみづくり、最後に、目標や指標による取り組みの推進等、矢印で、必ずしも1対1で対応しているわけではございませんが、それぞれ左側の区の現状から、その分析に基いて、右側のほうの具体的施策の方向性に導いてきたというようなものを、理解を深めるために、表にしたものでございます。

以上が事務局からの資料説明でございます。

○会長 ありがとうございます。

今、事務局からご説明いただきましたのは、答申に向けた審議内容の整理についてということで、この審議会での皆様のご意見等を踏まえましてまとめたもので、今回の資料が答申案に結びつきたたき台となります。これまで皆様からいただいたご意見を取り入れて作成したもので、具体的な施策をとということが諮問文にありましたので、具体的な内容としてまとめる必要があったのですけれども、ほぼ具体的なもの、区の現状に即した形で現状を分析し、それに対応する具体的な施策として、皆様が審議された内容をまとめたものになっていると考えられると思います。

これにつきまして、これでよろしいかという観点から、ご意見、あるいは、議論したのにつけ加えられていないとか、そういったことがございましたら、ぜひご議論いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 本旨のところではないので恐縮なのですが、前回は指摘したところ、NPOの記述のところは直っていません。資料第10-1号の9ページ、上から4行目です。「認定NPO法人は249」という表現なのですが、認定NPO法人というと、寄附税制の対象の法人になりますので、これは現在、全国で大体400ぐらいだと思うのです。区内に拠点も249も恐らくないでしょうし、認証済み法人という意味であれば、法人とついた段階で認証済みなわけですから、認証も認定もつける必要がないので、ちょっと文言の整理をお願いします。

○資源循環課長 かしこまりました。確認して、適宜対応したいと思います。

○会長 何かございますでしょうか。

○委員 僕も同じことを言おうと思いました。認定のほうは、法律上の表現からして間違えていきますので、認定は要らないと思います。ただ削除すればいいと思うのですけども。

あと、もう1点、具体的施策の方向性のところで、リユースの関係で、新しい情報メディアの活用というのが出ていまして、SNSの取り組みのところを大変ありがたいと思いますか、これはいいなというふうに思ったのです。今、ネットで見たら、「生駒市ごみ半減会議」、これは「いいね！」が52件しか出ていない。実際に、今、友達検索の中で出てこなかったのですけれども。

私自身も「池袋お助けマン交流会」というのを持っていますけれども、実を言うと、この中でも何人かその中に入っています。一番の特徴として、動画を簡単に載せられるのです。ユーチューブなどもそうなんですけど、動画を載せることによって、例えば、これだけ水切りをすると減るよとか、こういう方法で分別するよということを動画で載せられるので、そのことよっての拡散、それから、情報配信、非常に大きいと思いますので、ぜひともこれはもう言っている間にもできると思いますし、半日あればもうトップページができますので、僕はどんどんやるべきだと思います。

ツイッターというのはなかなかそこまで、つぶやくだけで終わってしまいますけれども、フェイスブックは仲間さえふやせば相当大的なものがあるのではないかなというふうに思います。しかも、豊島区は既に豊島区のメルマガ会員を持っていますので、そのメルマガ会員だけでも何千人かいると思いますので、ぜひこれをチャレンジしていただきたいなというふうに思っておりますし、もし必要でしたら、私もお手伝いさせていただきますと思っております。

以上です。

○松波会長 重要な情報となると思いますので、具体的に行政のほうでプランが出せるように、記述としてはこの方向性でよろしいと思うのですけれども、実際にここに書かれているのは方向性なわけで、具体的なプランとしては出ていませんので、今のフェイスブックの状況ですけれども、それについて、ここにもし載せた方がよい文面案がありましたらいただきたいと思います。文面としましてはこの状態でよろしいでしょうか。

ただ、今、コメントいただいたので、議事録として残ります。実際にこれが行政に渡りましたときには、そういったアイデアで進められることとは思います。つけ加えて、もし文面等で修正が必要であれば、言っていただければと思います。

○委員 文面の修正ではないですけど、関連することで、こういったソーシャルメディアを使うことのもう一つのメリットは、英語で発信できるということだと思っております。英語、中国語、韓国語、要するにいろいろな言葉で書けますので。なかなか会話するというのは敷居が高いと思うのですけども、区でも翻訳する人に任せれば、そういうことはできますので、たしか資料のどこかに豊島区は結構外国人が多いというようなことが書いてあったと思いますけど、それに対応する一つの手段として位置づけられると私は思います。

○委員 すみません、技術的なことですが、やっぱりデータはわかりやすいほうがいいということで、資料第10-1号の4ページと5ページですが、各図表のすぐ2行下ぐらいのところ、例えば、4ページ図表3のところですが、「平成35年度までにごみ量を半減するとしており、現在のところ目標を達成しているもの」という、この「目標を達成している」というのはどういう意味なのかがよくわからないというのが一つと、それから、同じように、5ページですが、図表4に関して、その2行下ですが、「現在のところ目標を大幅に下回っている」というのは、これはよくわからないので、明確にさせていただきたいというふうに思うんですが。

○資源循環課長 失礼しました。こちらは平成20年度から比べて、15年間ぐらいの間に毎年3%とか4%とか、減らしていくと、平成35年度には2分の1になるということで、もう少し細やかにその辺を、毎年数%で減って、それで十何年間の間で平成20年度当時に比べて半減になるというのをわかりやすくしたいと思います。

それと、リサイクルのほうも倍増ということで、これも厳密に言いますと、行政収集に限っているものでございまして、その辺の注釈もちょっとつけ加えていきたいと思っております。

○委員 特に4ページ、5ページの「現在のところ」というのは、現在だと思うのですが、来年になると現在ではないですね。だから、資料によってはいつ読むかということがあるので、何かわかるように明確にしていればいいなと思っております。

○会長 これも文章の修正が必要ですね。

○委員 資料第10-2号の2ページ目なのですが、(4)の「安心安全」という表現、また、その後も「安心安全」という表現が何カ所か出てくるのですが、安心安全か安全安心かということですが、中央官庁では「安全だから安心だ」ということで、「安全安心」という形で使われ出しています。豊島区の場合も、ほかのホームページを拝見すると、例えば、豊島区生活安全条例のホームページの中では「安全・安心」という表現が使われています。また、豊島区安全・安心メール、また、こちらの文章の中でも「セーフコミュニティの形成につなげていく」という表現があるのですが、セーフコミュニティのホームページの中でも同じく安全安心という使われ方をされております。

これは環境省の中央環境審議会の答申の中で「安心・安全の取り組み強化」という表現が使われていたので、多分「安心安全」で使ってしまったのかなと思いますけれども、何よりも環境省のこの計画のもとになっております、循環型社会形成推進基本計画、こちらの中でも「安全・安心の実現」というふうにしっかりと明記しておりますので、これはやはり環境省もそういう使い方をしておりますし、豊島区、ほかのホームページ等も全て「安全安心」となっておりますので、「安全安心」で統一されてはいいかかと思えます。

○資源循環課長 ありがとうございます。

○会長 その他、お気づきの点、ございますでしょうか。

○勝呂委員 最初に、先ほどのご質問で、ごみ量半減目標達成というお話がございましたけれど、これに関して私が思うのは、これは全体の量じゃなくて、区民一人当たり、一日当たりのごみ量ではないのか。これがごみ処理基本計画のグラフに載っていて、それで平成21年度は目標を達成していて、次の目標設定年度は平成25年度になっているのですよね。だから、「現在のところ」というのは何でそれが出てきているのかが非常におかしいのですよ。これは全体か、一人当たりかというのは非常に大きい問題で、これはうっかりミスにしては何かおかしいなという気がします。

あと、全体について、いっぱいあるのですが、いいですか、一つ一つ言わせていただきますけれど。

まず、資料第10-1号の(1)で、真ん中辺に、第二段落の2行目下のところに「水平リサイクルの定着」という言葉がございます。私もこれを初めて聞いて、調べたりしたんですけど、結局、これは資料第10-2号の7ページ目のところに「品質の低下を伴わない水平リサイクル」という説明付きの語が入っているのです。そういう言葉は最初のほうに持ってこないと、区民に対しても何か失礼な感じがするので、細かいですけど、それをお願いします。

それから、3ページ目で、ごみ排出の現状と課題です。最後のところに、金属・陶器・ガラスごみの組成割合というところで、プラスチックが13.9%入っているわけです。これは分別が不徹底かどうかというのは、わからなくて、要するに入れている袋のプラスチックも入っているし、金属とプラスチックが合体になって分離できないプラスチックもあるので、何とも言えないですけど、多分これは区の職員の方が調査されたときに、現場に立ち会っているというお話だったので、立ち会っていて、これはしょうがないという13.9%なのではないでしょうか。そうでなければ、これはやっぱり第1回の審議会資料でも、可燃ごみの中に19.1%のリサイクル可能な紙類が混入していて、分別が不徹底というのは課題になっていたわけで、それが今回、すっぱり抜けていて、こういうまた13.9%のプラスチックが入っているようなのがそのまま載っているという、この辺の検討が必要じゃないかなというのがあります。

それから、4ページ目で、最後の段落です。「ごみの減少傾向が区民のライフスタイルの変化」という、こういうライフスタイルという言葉がここで今回こう出てきているわけです。前回もありましたけど、私が思うのは、まず、環境意識という意識があって、それが行動になってあらわれた一部が、例えば、ライフスタイルではないかなと思うのですよ。前回の会議で、地域特性、特に周辺4地域に関しては無意味じゃないかと私が発言したときに、委員から戸建て住宅とマンションの住民のライフスタイルが違うのは当然、リユースの方法も違うでしょうとお話がありました。私はマンション生活をしたことがないので、ライフスタイルが本当に2Rに関係しているかどうかというのはわからないのですが、ただ、私はまず環境意識ではないかというのは、自分の環境意識の依っているところを考えたときに、やはり育ってきた社会環境、例えば、昭和20年代、

昭和30年代の生活をしてきたとか、それから、あと、家庭、教育、職場の環境等に依存しているのではないかということをおもうのですよね。ですから、中間報告とか、今回の報告でも、一人ひとりのやる気だとか、一人ひとりの取り組みという、やはりライフスタイルではなくて、意識改革を求めているのではないかなと思うのですよね。ですから、この辺のライフスタイルに対する位置づけというのを、もう一度、ここで考えていただきたいということです。

それから、7ページ目、地域の多様性です。これはいつもしつこく言って申しわけないのですけれど、いただいた資料から少しまた変えてあるようだけれど、それでも、ここには「それぞれがどのような地域であるかを把握し、地域に合った方法で施策を展開することが望ましい」というふうに書いてあるわけです。私は前回の表のデータを調べたのですが、中央地域と周辺の4地域は確かに差があるのですけれど、周辺の4地域に関してはほとんど差がないのです。例えば、ライフスタイルが異なるという共同住宅世帯の割合というのは、中央地域と周辺地域の差で、大きいので15.9%、小さいので4.9%です。ところが、周辺4地域の最大のところと最少のところの差は3.1%なのですよね。あとはいろいろな項目があって、二、三の項目について見ると、中央地域と周辺で大体5%から10%、周辺地域同士だと、もう5%以下なのです。そうすると、その倍半分違う数値であれば、このところは施策をやるとかここはやらないとかって、そういう差がつけられるのですけれど、5%以下で何かそんなに差がつけられるのですか。今回、この施策の具体的な内容がないので、何とも言えないのですけれど、数値の取り扱いがオーバーじゃないのかなという気がいたします。

それから、次の資料第10-2号です。1ページ目の下から3行目、「ごみ減量にメリットを感じることで、生活の豊かさにつなげよう」という表現ですけれど、メリットというと、利害得失とか、そういう物質的な何か豊かさを求めて、区民が環境活動に参加しているような感じがするのですよ。確かに不用品交換等でメリットを感じることもあるのですけれど、ただ、3Rの活動においては、ボランティア活動と同じで、利害を超えた環境保護に貢献したという、何かそういう精神的な満足感もあるのではないかなということもあるので、ただ物質的な、そういうメリットという表現だけでいいのかということを考えていただきたい。

それから、次のページの民間市場を中心としたリサイクルで、ここは用語の問題なんですけれど、民間といったときは活動する主体ですよね。民間市場といったら場を言っていますけれど、この文章はどちらかというと主体を言っているのです、民間市場が何かやっているような、そういう感じがします。2段目の段落で「民間市場中心で回収」とか、これはむしろ「民間主体で回収」とか、それから、その2行下のところで、「民間市場だけで回収」じゃなくて、これは「民間で回収」とかという、市場という言葉も要らないし、大体、民間市場というのは何か官製市場との対応で出てくるような感じがします。それから、区のほうも、上のほうは行政、行政という言い方をして、下のほうの

段落になると区という言い方になっているのですよね。この辺は何かいろいろと用語の使い方があって使われているのならいいのですが、その辺が、何でそういうふうに突然行政が区になるのか、わかりませんでした。

それから、4ページ目、前回私がエコクッキングの説明が要りますねと言って、ここに書かれているんですけど、私がインターネットで調べたら、エコクッキングといたら、全体でいえば環境に配慮した調理全般ということで、冷蔵庫内をチェックして買い物計画を立てなさいというところから、食事の後の後片づけで、皿洗いはまずぼろきれで拭いて、それから洗って水の削減を図りなさいとか、そこまで入っているわけです。さらにこの「食べ残しを少なく」、これは調理じゃなくて、最初の量の設定です。何かこの表現でいいのかなということで、私のインターネットで調べた定義からいくと、要するに各調理全般の各プロセスにおけるごみ減量とか、省資源・省エネルギーの工夫を言っているのですが、6ページ目の2行目のところに「エコクッキングレシピ等の情報」と書いてあって、レシピというのがあるのかなという。工夫を言っているんですから、エコクッキングはレシピじゃないと思いますけれど。この辺の表現をもう一度見直しをお願いしたい。

それから、あと、4ページ目の地域拠点の活用ということで、区民ひろばということを盛んに言っているのですが、これは以前、ことぶきの家とか児童館とかといって、私も全然活用したことがないからの外れなことになるかもしれませんけれど、ここでやろうとしているのが、不用品の交換とかエコクッキング、ごみ減量講座、情報の周知とあるわけです。区の施設としては、ほかに地域文化創造館とか図書館とか区民事務所があって、区民ひろばとこれらの施設の利用人数とか年齢層とか附帯設備等はいろいろとまちまちになっていると思うのですよね。調理設備のない区民ひろばがありますという記述がありますけれど、逆に、料理教室をやっている地域文化創造館もあるわけですよ。ですから、講座だったら地域文化創造館とか、不用品交換だったら区民ひろばだとか、その各利用方法と施設の特徴をもって、丸とか三角とか、そういう特質を検討されて、区民ひろばがいいかどうかという検討も必要なんじゃないかなということです。

それから、6ページ目で、下から7行目の「洗浄不要でリユース食器」という表現がありますけど、何か魔法の食器みたいに思えますが、これでいいのですか。

それから、8ページ目、生ごみの最初のところに、「生ごみはごみ排出量の3割強」とありますが、これは後でその分母と分子を、教えていただきたい。私が平成22年度のいただいた数値で計算すると、3割か3割弱ぐらいなので、この辺が、年度が変わって違ってきたのかなというチェックをしたいので、お願いいたします。その場合に、もう一つ、燃えるごみの重量ですね、これも教えてください。

それから、次のバイオガス発電で、技術的課題として「発酵槽内のガス圧の制御等に係る技術的問題」と書いてあるのですが、この辺が、私の思うところはガス圧の制御というのはもう基本の基本で、バルブ一個で十分できるので、発生ガスの成分だとか

熱量が変動するというのはわかるのですが、ガス圧というのはちょっと不思議な感じがするので、これは出典をどこから持ってきたか、これもメールで結構ですから、教えてください。

それから、10ページ目、⑤有害物質の2行目の後ろのほうに「これらは生産、消費、廃棄といった様々な局面で排出されることから、区の」云々と。「これら」というのが有害物質とすると、しょっちゅうそれが出ているような、何かそういうイメージになってしまうので、これは何かもう少し文章を、例えば、有害物質を製品が含んだまま廃棄されているとか、そういうふうに変えないと、これは非常に誤解を招きやすいような文章になっているような気がいたします。

文章でいうと、さらに12ページ目、第2段落の「これまで以上に」という以下の文章ですけれど、これは従属節が三つで、最後に主節が入っているのですよね。まず、従属節の1番、「区民や事業者の取り組みを通じたごみ減量効果が期待されるなか」、それから、今度は2番目の、「目指すべき都市像を達成する全体目標を共有しつつも」、最後に、3番目として「区民や事業者一人ひとりがメリットを感じながら」、それで主節に入って「ごみ減量に取り組める目標や指標が求められている」と。すばっと入ってこないのですね、頭に。私の読解力が足りないとは思うのですが、従属節同士が余り関係なくて、頭でっかちの文章になっているので、再考していただきたいという気がいたします。

それから、ここの最後、アンケート調査です。私は、選択式のアンケートで生の声为本当に取り込めるのかと。これは最後のところに「区民や事業者との情報交換」とあり、むしろこちらのほうが重要かなと思うのですよ。特に分別収集の方法に理解の少ない転居者、あるいは外国人、こういう人にアンケートが行っても、漏れたり、回答がもらえないということも考えられるし、それから、先ほど、3R活動の動機で、物質的メリットなのか精神的満足か、あるいはその両方なのか、こういうような微妙なものは選択式のアンケートで本当にわかるのかと思います。私は前からしつこく言うんですけど、やはり行政の最前線の現場に出て、直接、区民とフェイス・トゥ・フェイスで意見を聞くと、まずそれをやっていただきたいということです。

最後に、A3のまとめです。今まで言ったところは、この中で言うと、1の(3)民間市場を中心としたリサイクル、この市場はいるかどうか、民間を主体としたリサイクルとか、何かそういうふうにしたほうがいいのではないかということです。それから、2の(2)の②生ごみ、この2行目のところに「地域・コミュニティ単位での生ごみ減量化の推進」というのは、これは今までの資料第10-1号、資料第10-2号でなかったのが突如ここに出てきているのですよね、最小単位は世帯です。それが地域・コミュニティで推進とあり、どちらがどっちか、その辺の検討結果というか、資料第10-1号、資料第10-2号のほうに、理由だとか、いきさつを入れていただかないと、いきなり出てくる感じがします。

それと、一番最後のアンケート、これはできればヒアリングにさせていただきたいという事です。

以上です。

○会長 非常に多くの示唆に富むご発言だと思います。基本的にまとめの文章の部分で、十分なまとめになっていないというご指摘の箇所がかなりあって、そこは表現をきちんと直すべきと思われるところもありましたので、直したいと思っております。

その他、結構重要な部分として、民間市場という言葉です。これは民間主体であるということですけども、これは市場という言葉が重要だと思います。というのは、市場に乗るリサイクルという趣旨で、市場という言葉が入っている。だから、民間主体がやったとしても、市場に乗らなければ、大量な税金を投下してやらせるということになってしまうので、これは市場に乗った形のリサイクルという趣旨で、こういう言葉が使われていると思います。

そういう意味で、市場という言葉は抜きたくないんですけども、表現上、少し問題があるかなというところがあるので、そこは変えないといけないなと思うんですけども。また主体についてですけども、これはむしろ民間市場という、市場を中心としたということでもいいのですけれども、主体としては民間なので、こういう民間市場という言葉を使っているのだと思います。だから、市場という言葉は、やはりこの(3)というか、目指す循環型社会像へ向けた視点として掲げた目標としては、この「民間市場」という言葉は、私は不可欠だと思っております。

その他、表現上の問題というか、内容的にもまとめになっていないという部分もあったと思うんですけども。例えば、エコクッキングの説明等、これも直す必要があると思うのですね。資料第10-2号の6ページのエコクッキングレシピというのは、エコクッキングのやり方とか方法という趣旨で書いていると思うんですけども、これも表現の問題かと思います。

あと、私が気づいたのは「洗浄不要でリユース食器の貸し出しを」というのは、これはリユース食器を貸し出すときに、貸し出して、返すときに洗わなくてもいいという意味でとったのですが、これはそういうことですよ。そういう趣旨だと思うんですけど、ただ、それは説明が少し舌足らずなので、伝わりにくいのかなというふうにちょっと思ったので、ここも直したほうがいいかなと思います。

ほかにも、「水平リサイクル」の説明の部分が後になっているのはおかしいとか、そういう具体的なまとめとして、文章が適切でないというか、うまく表現が練られていないという部分は多々あったと思います。その点についてご指摘いただいたので、非常に有意義なご発言だと思います。ありがとうございます。

同じく公募委員、何かございましたら、ご発言をお願いしたいと思いますが。

○委員 特にありませんけど、部会長から前回、作業部会の報告がありまして、それを再度読ませていただいたのがここに盛り込まれているということで、適切な表現かどうか

ということは一考を要する部分はあるかもしれませんが、前回部会報告で部会長が言われたのを読み返してみると、なるほどというところが随分うなずけるところがありまして、それがここに取り込まれている部分、表現の適切、不適切の部分は多少あるかもしれませんが、全体としては納得できる部分、まとめ方向に動いているというふうには私は考えております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

同じく公募委員、何かございましたら、お願いします。

○委員 先ほどおっしゃったのですが、精神的満足と物質的メリット、やっぱり両方、私は欲しいと思います。なので、メリットという言葉もすごく魅力的には感じております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

メリットという言葉はいろいろな意味があって、恐らく両方が入っているのではないかと思うのですね。物質的な面も入っているし、満足感ということも入れて、「メリット」と。表現上、それでいいのかというのはあると思うのですが、趣旨としては両面入っている表現ではないかと思います。負担という言葉に対する反意語というか、対語としてメリットという言葉がこの文章では書いているので、もっと適切な表現があったら、そちらに直すべきかとは思いますが。

その他、何かお気づきの点、今、かなり多くの修正案が出されておりますが。

○委員 答申と言えども、区民の方も読まれるわけですから、2Rとか3Rという、非常に一般的でない、わかりにくい文言に関しては、注釈をつけるなどの工夫、配慮というのは必要なかなと思います。ちなみに、上位計画である循環型社会形成推進基本計画でも、こういう専門用語は全て注釈をつけて、国民にもわかりやすくということで、そういう視点で作成されておりますから、答申も同じような形で、とにかく区民にご理解いただくというような視点でも、やはりわかりやすくつくる必要があるかと思えます。

○会長 事務局、その辺はいかがなのでしょう。こういう諮問に対する答申文に注釈をつけるというのは、今までにありますでしょうか。

○資源循環課長 これまで3回ほど答申がありまして、それぞれスタイルがございます。中には巻末に、2Rとか3R、何とか計画というのを用語集的につけてあるものもございますし、あと、ページの下のほうに細かい文字でつけるという場合もございます。

いずれにしても、そういう形で可能かと思えます。どのスタイルをとるかということについては、事務局のほうでも検討したいと思いますし、あと、もしご指導いただければと思っております。

○会長 可能ということであれば、なるべくつけたほうが良いと思うのですが、それは先ほどの水平リサイクルという言葉と、難しいというか、専門的な新しい用語につい

ては、基本的に注釈を、もしつけられるのであれば、つけていただいたほうが区民にもわかりやすいというふうに思います。

そのほか、何かございますでしょうか。

○委員 先ほどのお話にもあったと思うのですが、生ごみのところのメタン発酵でガス圧が云々というのがありますが、これは単に、今、東京都で使える施設の設計上の問題なので、なくてもいいと思います。普通は設計でクリアできる話なので、全削除でいいと思います。

○会長 「技術的問題」という部分まで、全部なしということですか。「発酵槽内のガス圧の制御等に係る技術的問題や」が要らないと。

○委員 はい、その問題はないです。

○会長 全部要らない。

○委員 はい。

○会長 なるほど。そうすると、基本的には区内での建設用地等、あるいは立地の問題ということですね。

○委員 そうですね、そちらのほうがよっぽど大事だと思います。

○会長 立地やそういう予算との問題ということですかね。

そのほか、お気づきの点はありますか。

○委員 区の現状について（まとめ）なんですが、7ページ目の「23区中6番目に狭い区域内に26万人以上の人口を抱えており」となっているのですが、たしかことしは27万人になったと思うのですが、これがどうなのかというのが1点。

それから、具体的施策の方向性（まとめ）、資料第10-2号のほうなのですが、具体的施策の方向性ということで、リデュース・リユース施策の方向性について、新しい情報メディアの活用、地域拠点の活用、事業者との連携、区の既存施策のさらなる展開の可能性と、四つ挙がっているのですが、これはいいとして、私はこの四つの施策を進める上で前提となる拡大生産者責任の文言を入れていただきたい。というのは、容器包装リサイクルで、ペットボトルリサイクルを自治体が一生懸命にやればやるほど持ち出しがふえる、自治体の負担が大きい、区民も一生懸命にやればやるほど赤字が出るのでは、モチベーションも上がらない。そういう点では、製造者というか、事業者の責任を明確にする上でも、もっともっと負担してもらって製造者の責任ということで、そのところも文言を入れたほうがいいのではないかなと思います。

家電もそうですし、量販店に行くと、テレビでも安いのを5,000円で売っていたりしていたのですが、回収やリサイクル料はそれ以上のお金をとられるということで、不法投棄は結構ありますし、これも最終的には区が回収して区の負担になりますし、そういう点では、今の現行制度は本当に自治体と区民に負担が大きいので、やっぱりどうしてもここを改善していく必要がありますので、その文言の前提条件が必要ではないかなと思うのです。

資料第10-2号の1ページ目の、目指す循環型社会へ向けた4つの視点ということで四つありまして、4番目に安全安心を確保した循環型社会の形成ということで、ここでは3ページ目に「また、安全安心を徹底するためには、製品の生産段階において有害な物質が含まれないよう環境配慮設計の促進を図る、いわゆる拡大生産者責任の徹底が不可欠であり、区は国を通じて必要な制度設計がなされるよう働きかけを行うことが重要である」と、こういうふうにしちんと明記しているのですが、やっぱり具体的施策の方向性のところでもしっかりそういう位置づけ、ほかのところでも位置づけが必要ではないかなと思います。

もう1点、今後の審議の流れなのですが、ほかの委員さんからもいっぱい修正とか、いろいろと出ましたし、これが最終の答申案ということになってしまいますと、修正された答申案を委員が知らないで、修正されてそのまま最終答申となると少しまずいと思いますので、日程について事務局は大変苦慮されていると思うのですが、ぜひ私は、もう一度、審議する場を設けていただきたいなと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

今の1点目のほうの拡大生産者責任ですけども、これは安全安心を確保した循環型社会の形成のところ記述があるのですが、実は社会的な負担の最適なバランスの部分にも本当は欲しいところです。今、気づいたのでですけど。だから、安全安心というよりも、社会的な負担のバランスという側面でもありますので、このEPR、拡大生産者責任のところ、「排出者責任の徹底」という形の部分しか、この社会的な負担の最適なバランスのところには記述がないので、EPR、拡大生産者責任も適切な形で入れていただいたほうがいいかなと思います。

それと、修正に関してはかなりあったので、もう一度、審議会を開催すべきということだったのですが、修正点に関して、項目立てを変えるとか、大きな変更を伴うところは特に今のところ、私の知る限りは感じていなくて、文言の修正という部分はかなりあると思うのですが、そういう意味で、審議会の部分でもう一度同じくこういう形で提出して議論するというのは、少しどうかなという気もします。というのは、こういう文言修正であれば、事前にその資料を送って、それを見ながら修正していくということもできるので、そういう方向のほうがよろしいとは思いますが、皆様のご意見をいただきたいと思います。

今回の段階でのまとめの部分として、おおむねこの方向性でよくて、修正については、きょう、ご意見をいただいていますので、これに基いて私のほうでまとめて、皆さんにご提示しますけども、その方向でよければ、それでいきたいと思うのですがいかがでしょうか。ただ、今、ご意見がありましたように、それでは心もとないと。これほどの修正が出ているのに、修正されたものを見ずして、それで案とするのはちょっと心もとないということであれば、もう一度、審議会を開催することも検討したいと思いますが、

その辺のご意見をいただければと思います。

○委員 中間のまとめから、また、本日、答申を前にしてまとめていただきまして、感謝申し上げます。それぞれの委員さんから出されたことは、今後、文言の修正ということで取り組まれていくと思いますので、それはそのことを着実にやっていただいてよろしいというふうに思います。

中身の点だけ、ちょっと意見も、一つ、二つ、つけ加えさせていただきたいと思いますが、中間まとめで議論された内容でありますけれども、紙類のところ、これまでも歴史ある集団回収というものが、今後も引き続いて有用な方法であるということで、続けていこうということが盛り込まれているわけですが、そうは言え、やっぱりその長い歴史の中と現在と、それから、今後を見据えたときには、やっぱり町会を基礎単位とただけの集団回収では、なかなかその地域によってはできるところもあったり、そうでなかったり、できるところのやる方法ですとか、あと人手の部分ですとか、そういったことも以前の会議の中でお話しさせていただいたと思いますけれども、そういう部分が、今回の検討によって、例えば、ある地域ではこういうモデルケースで紙類の集団回収を発展的にまた積み重ねていくとか、そういったことが、今後、必要になっていくだろうと、そういう趣旨として、この今回のまとめの文言を受けとめていきたいというふうにまず感じています。

それから、金属の部分についてなんですけれども、何となくですけど、当たり前のように、ことしの4月から始まった廃小型家電が、市区町村は適正な回収に努めることが任意であるということですけども、最後、「今後の方策を積極的に検討する」ということであれば、これは自治体として廃小型家電の回収について、区は主体的にそれを実施していくのだということ、いわゆる手を挙げるということにつながるというふうにまず解釈しています。

ただ、先ほどもほかの委員さんからもあるように、区民の方がこの答申を読んだときに、廃小型家電を回収することが有用であるということの意味というものが、ストレートに伝わっていかない部分もまだまだあるんじゃないかなというふうに思います。いわゆる家電4製品は家電リサイクル法で、もうこれは随分なじんできて、リサイクル料金が必要だとか、きちんとしたところに持っていかなきゃいけないとか、そういったことが浸透していると思うんですけども、この部分、廃小型家電についてはもう少し解説するようなことがもしかしたら必要なかなと、そのように感じております。

ということ踏まえた上で、最終答申（案）というものが何も目を通さずに今後進むということでないのであれば、各委員の方々がきちんと目を通された上で、何かあれば、また事務局なりを通じてご発信していただいて、その中で、最終的な答申、（案）を取ったものを目指していければよろしいかなと、そのように感じます。

○会長 ありがとうございます。

そのほかの委員の皆様、いかがでしょうか。文言修正というか、基本的な方向性とし

ては今回はたたき台としてこう出ているのですけども、このたたき台をこのまま案に持っていくということではなくて、きょうの議論を踏まえて、これがきちんとまとめとして成り立っているかどうかという確認のもとで、これを使って答申案をつくっていくという趣旨でいるわけですが、さらにもう一度、そういった機会が必要かという点に関しまして、ご発言をお願いしたいと思います。

それでは、もう一度、審議会を開くということではなく、まだ少し時間がありますので議論できますけども、今回、まとめとして成り立っているかどうかという観点で、ご発言いただくとしまして、きょうの議論を踏まえまして、私のほうで修正しまして、それをもって答申案という形にさせていただき、それは当然、その状態で（案）を取るわけではなく、答申案の文面については事前に皆様に目を通していただきまして、それで確認の上で答申案として再度議論するという方向でいきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○会長 では、申しわけございません、そういうふうにさせていただきたいと思います。

さらにまだ時間がありますので、そのほかの論点、幾つか重要なご指摘をいただいておりますが、さらに修正点、あるいは文言の問題等ございましたら、お願いしたいですが、何かございますでしょうか。

○委員 先ほど、委員のほうから、区民ひろば、区民ひろばという言葉があちこちに出てくるというお話でしたが、今、たしか豊島区に23カ所、区民ひろばがあるかと思えます。そこを中心に、ここに「乳幼児から高齢者まで」というようなことが書いてあるのですけど、今、すごく利用されておりまして、区民ひろばの中でいろいろな行事をやっています、調理室がなくても調理ができるようなことも考えながらやっていると思うので、やっぱりこれからは区民ひろばを中心に物事が成り立っていくことが多いのではないかなと思うので、この言葉を削除されるとちょっとどうかなと思いますので、ちょっと一言言わせていただきました。

○会長 「区民ひろば」を削除はないと思います。これは重要なところで、先ほど他の委員がおっしゃったのは区民ひろばだけではないだろうというご趣旨ですから、そこは大丈夫だと思います。

○委員 行政のほうにちょっとお聞きしたいのですが、資料第10-2号のほうの11ページなのですが、「地域のキーパーソンや学生ボランティアといった人材が育成され」と書いてありますけれど、このキーパーソンというのは、昔、リサイクル推進員という制度がありましたよね。そういうことをお考えなのでしょうか。

○資源循環課長 平成20年度以前でございましたが、確かに区内で500人ぐらい、推進員の方々がいらっしゃいました。いろいろな事情があって、今はそういう制度はないのでございますが、私どものキーパーソンというのは、そういう何かを任命してという形では、今のところ、考えておりません。

ただ、今、実際には、資源循環課がいろいろと地域の方々、または町会の役員の方々とかかわったり、またはNPOの役員の方々とかかわったりというのが現実には多くなっていますので、やはり地域ごと、それは商店会さんであったり、または町会の役員だったり、または大きな団地の役員の方だったりとか、そういうところを念頭に置いてまして、特に特定の制度、例えば、民生・児童委員制度とか、そういうことを想定しているものではございません。

○委員 私も大変よくまとまっているなというのが率直な観点と、一つ、今後、期待したいのは、これはリサイクル・清掃審議会ではありますが、このリサイクル等々を通じて地域のコミュニティを形成していく、先ほどの区民ひろばの話もあったように、そういった意味では、この狭い豊島区とは言えども、地域によって考え方等々がばらばらになっているものが、このリサイクルというものを通じて地域コミュニティを形成していくことが、豊島区において一番重要ではないかなと考えますので、そこら辺は区長さんを初め、行政の方たち、あるいは地域の方たち、区民の皆さんも含めて、そういう方向でやって、やはり他の自治体に誇れる豊島区にしていただきたいということで、まとめという形で、今の文言だとかということも踏まえて、そこを頭に入れながら、事務局としてはつくっていただきたいな、訂正していただきたいなということ、それだけ一言加えさせていただきます。

○会長 そのほか、ございますでしょうか。

私のほうから、今回、幾つか、多くの修正意見、文言訂正等、内容についても少しわかりにくい部分があったと思いますけども、こういったきょうのご議論を踏まえまして、答申案を作成するというので進めたいと思うのですが、事前にその中身に関して言いますと、私自身、この審議会の成功ということだと思うんですけども、特に豊島区らしさということを出す答申としては非常に成功していると感じております。

というのは、他区の場合というか、他の自治体の場合でこういう答申をする場合に、地域特性を踏まえたものというのは余り出なくて、内容が、どの自治体でもほとんど変わらないのです。ところが、今回のこの審議会においては、特にワーキンググループというのを開いていただきまして、その中で率直なご意見を活発にやっていただき、部会長を中心に、地域特性と、あと区民がどのような取り組みをすべきかということについて、かなり率直に話していただいたという経緯があって、その成果だと思っています。そういう意味で、特に地域特性、豊島区らしさを出すという意味での答申としては非常によくできたものができそうだというふうに思っております。

ということで、きょうは特にこの審議会においては率直なというか、さまざまなご意見が出ましたので、これをもとに、非常に重要な情報をいただきましたので、これを使いまして、答申案の作成にいきたいと思うんですけど、これについては会長一任ということにさせていただきまして、もちろん、皆様からのご意見もそろったということで、それを反映させるということで、その答申をまとめたものは、当然、皆様にお示しし、

さらなる修正も考えますけれども、作成した答申案につきましては7月中旬までに事務局を通じまして皆様に郵送しまして、さらにご意見がおありの場合、この修正ではおかしいとか、そういった場合ですけれども、それはお電話、メール等でおっしゃっていただき、それをもとに答申案の形を形成したいと思っています。今度は9月上旬に審議会を開きまして、これを区長に答申するという方向で考えたいと思います。

それでは、最後に、事務局から連絡等がございましたら、お願いいたします。

○資源循環課長 きょうは本当にさまざまなご意見、また、細かい指摘、区民の方々にわかりにくいというご指摘、本当に身にしみております。

まず、次回の審議会の日程につきましては、今、会長がおっしゃったように、9月の月上旬を予定いたします。これからいろいろと日程の調整をいたします。

もちろん、その前に、7月をめどに、素案といいますか、表紙がついた形で、一度、それぞれ修正箇所等もわかりやすく明示いたしまして、お送りさせていただきまして、それにまたご意見をいただきまして、ですから、私どもと二往復ぐらい、お手を煩わせていただかなければいけないと思っています。夏の暑い盛りでございますが、また、大変ではございますが、ぜひその点、修正作業のやりとりのほうを、ご面倒でも、ご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

また、本日の会議録につきましては、数々の修正点もございましたので、それも会議録に載せまして、至急作成いたしまして、なるべく早目にご確認していただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

では、ほかに何かございますでしょうか。

○委員 いつもこういう審議会に参加すると、私も幾つか出席しているのですが、答申を出すというのは最終目的ではなくて、当然のことながら、もうこんなのは皆さんもよくわかっていることだと思いますけれども、答申を出した後に、誰が何を次に展開するかということが具体的にない限り、これはまた答申を出した後で、「そういういい答申を出しましたね。ありがとうございます。お疲れさまでございました。いい答申でした」と区長にお渡しして、区長も「ああ、いいね」と言って終わるということの繰り返しです。もう本当に、わかり切った話で大変恐縮ではございますけれども、次の展開をどうするんだということを、できれば、この9月上旬に、もう一回、審議会をやるのであれば、答申の文言について、委員のほうからもいろいろと出てきて、なかなか示唆に富んだご意見だとは思いますが、内容もさることながら、実践を伴わない答申であれば、これはもうメールのやりとりだけでも本当に終わってしまう世界です。

ですから、具体的に何を展開していくのか、かつまた、誰がそういったことをやっていくのか、それから、こういうものについてこうしたほうがいいんじゃないかという形を本当に具体的に持っていかないと、「答申を出しました。お疲れさまでした」で終わ

って、翌日からは全く違う世界に入り込むような、もとのもくあみということをもたまた繰り返すのではないのでしょうか。5年後に、似たような答申の内容が次にまた出されて、変化はないというようなことの繰り返しではいけないのではないのかなというふうに私は非常に危惧してございまして、今、会長がおっしゃいましたけれども、部会のほうでは大変活発な意見の交換もございましたので、そういった形を継続するのか、ぜひ具体的に展開を考えていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○会長 答申を出した後は、行政のほうできちんとそれを行ってくださることが必要になりますので、それはもうぜひやってもらわないと困ることになります。

そのほか、何かございますでしょうか。

もしないようでしたら、これをもちまして、第10回豊島区リサイクル・清掃審議会を終了させていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、ありがとうございました。

(16時49分閉会)

提出された資料等	資料第10-1号 区の現状について（まとめ） 資料第10-2号 具体的施策の方向性（まとめ） 【参考資料】 資料第10-3号 第10回審議会資料 概略
----------	--